

令和元年宇治田原町総務建設常任委員会

令和元年12月11日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
議案第48号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例を制定するについて
議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例を制定するについて
- 日程第2 第3四半期の事業執行状況（変更）について
○総務課所管
- 日程第3 付託議案審査
議案第57号 贄田立川線道路新設工事（その3）請負契約の締結につい
て
議案第58号 宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結に
ついて
- 日程第4 第3四半期の事業執行状況（変更）について
○産業観光課所管
- 日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	9番	谷口重和	委員
副委員長	11番	藤本英樹	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	7番	馬場哉	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	中村浩二君
総務課課長補佐	田村徹君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	馬場浩君
税住民課課長補佐	小川英人君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	下岡浩喜君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	木村幸治君
上下水道課長	垣内清文君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまことにありがとうございます。

本委員会は、12月4日の開会日に上程され、付託されました議案第48号、49号及び議案第53号並びに議案第57号から議案第58号までの5議案、また、第3四半期の事業執行状況（変更）につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局の資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認お願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者から、ご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆様方、改めましておはようございます。

本日は、令和元年第4回宇治田原町議会定例会の開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。谷口重和委員長、藤本副委員長のもと、いろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

令和元年も5月にスタートいたしまして、もう今年もあと20日で令和元年も終わるというようなところでございますけれども、町といたしましても、この令和元年度の事業につきましても、委員各位のいろいろなご指導を賜る中、事務事業の推進に努めてきたところで、大事業についてはほとんど終わってきたということで、残すところまた12月26日からは、また消防団による年末警戒をご苦労いただくというふうになっておるところでございますけれども、ここに来ますと、大変連日朝晩の冷え込みが厳しいというような時候でもございます。そういう中、本当に全国的にはインフルエンザもはやっているとそんなことも聞いておりますけれども、委員各位におかれましては何とぞお体には十分にご自愛をいただきまして、またますますご活躍をされますように心から

お祈り申し上げるところでございます。

今日は常任委員会の中、付託議案の審査を5議案いただくということとあわせて、第3四半期の事業執行状況、変更分でございますけれども、その報告をさせていただくということになっております。

どうぞ付託議案につきましては、それぞれご審査をいただく中でご可決賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ですけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきますと思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第48号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、議案第48号ということで、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということで、この概要のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

趣旨といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和2年4月1日に創設される会計年度任用職員の給与と費用弁償に関する条例を制定するというものでございます。

制定内容につきましては、会計年度、1年を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員ということで、これを会計年度任用職員ということについて常勤職員等との均衡・均等と待遇を考慮した給与とか報酬額を決定していくというようなことでございます。

中身といたしましては、1つ目に給料等ということで、給料は宇治田原町の職員の給与に関する条例に準じて定めていきます。職種ごとに1級及び2級の欄で定める給料額を適用していきたいと考えております。

続きまして、(2)ですけれども、フルタイム会計年度任用職員につきまして支給される給料・手当について定めるということで、給料は職務の種別ごとに給料表、級・号給の

額を充てていきたいと考えています。手当につきましては、通勤手当、時間外勤務手、休日勤務手当、あと期末手当と職員の例により算出して得た額を支給していきたいと考えております。

続きまして、パートタイム会計年度任用職員に支給される給与ということに関しましては、報酬により定め、職務の種別ごとに定められた給料表とか級・号給の額ということを決めていきたいと。また手当につきましては、時間外勤務手当、休日勤務手当を職員の例により算出して得た額を支給していきたいと考えております。

また、通勤手当に相当する費用弁償ということで、これにつきましても職員の例により算出して得た額。期末手当についても職員の例により算出して得た額を支給していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、4番目、その他でございますけれども、本条例でも定める事項のほか会計年度任用職員に関して詳細な事項は、規則で定めるということで、裏面を参考に見ていただきたいと思っております。

すみません、その前にちょっと施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行ということで予定をしております。

今言いました規則で定める事項につきましては、宇治田原町会計年度任用職員の給与に関する規則ということで、これにつきましては、別添参考つけさせていただきます。

それと、宇治田原町の会計年度任用職員の勤務時間、あと休暇に関する規則ということで決めていきたいと考えておるところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） ちょっと前回もお聞きしたかわかりませんが、確認のためにもう一度お願いします。

現状今いらっしゃる嘱託さん、アルバイトさん含めて、フルタイム会計任用職員に4月1日から任用される人数の見込みとパートタイムのほうの見込みを少し教えてください。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） まず、今現在臨時職員につきましては183名の登録がございます。この中には、季節的に働かれる従事者の方、もしくは短時間での勤務の方

それぞれおりまして、延べ人数は183と大きくなっておりませんが、恒常的に働かれておる臨時職員、会計年度任用職員に移行される方につきましては、人数的には65名程度と把握をしておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） パートタイムのほうは。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） フルタイム、パートタイム合わせまして恒常的に職員の業務に補完していただく方が65名程度と今現在のところは把握しております。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 私行っている城南衛生管理組合でも同じように条例の改正が行われているんですけども、そこに書いてあるのと照らし合わせてちょっと見比べてみたんですけども、退職手当についてはフルタイム任用職員については支給されるけれども、パートタイムのほうには支給されへんということによろしいですか。ちょっと記載がないので説明をお願いします。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） 退職手当につきましては、本町・府・京都府市町村退職手当組合に加入し、その条例に基づいて支給をしているところでございますので、本条例につきましては、その記載がございません。

退職手当の支給につきましては、馬場委員ご指摘のとおり、フルタイムの職員には支給されるもの、パートタイムには支給がないものとご理解いただきたいと思います。

○委員（馬場 哉） ありがとうございます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回の会計年度任用職員というのが、地公法なり自治法の改正で施行、来年からできるということなんですけれども、これ、平たく言えば、今臨職、ほんでまた嘱託職員、この方々の身分をきちっとこちらに置き換えるということで、フルタイム会計年度任用職員が今の嘱託。ほんでパートタイム会計年度任用職員というのは臨職というようなイメージをすればいいんですか。まず、1点そこ確認したいと思います。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） 現在非常勤嘱託職員につきましては、週31時間という勤務形態で働いていただいております。臨時職員につきましてもフルに近い職員、もしくはおりますので、その嘱託職員、それから臨時職員全て合わせ持ちまして、会計年度

任用職員として必要性に応じた雇用時間に応じて雇用をしていくという形で考えていきたいと思っております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） フルタイムとパートタイムの関係がもうひとつようわからんねんけれども、先ほど言うたように、イメージで言えば、今現在の臨職さんと嘱託さんがそれに置き換わるというイメージとはやっぱり違うんですか、今の説明では。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口委員のご質問でございますけれども、今おられる嘱託職員と、それから臨時職員の中でもフルタイムで今お世話になっている方がおられますので、その方も嘱託と同じところへ行かれますので、ほんまのパートタイムというのは、本当のフルタイムじゃない方とこういうようにちょっとご理解のほうをいただきたいとこのように思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに臨職さんでも保険とか適応されているフルタイムの方おられるということで、わかりました、それは。

そしたら、次にこれ、今回この会計年度任用職員ということに移行することによって、今認められていないというか、ない部分が新たに認められるというか、どういう形で処遇が改善されるのか、ちょっとその辺の対応を聞かせていただきたいんですけども。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） まず、処遇面の改善でございますが、本条例に定めにありますように、まず、期末手当の支給が可能となります。こちらにつきまして、本来これまで臨時職員につきましては、期末手当が支給ないというものでしたが、会計年度任用職員、フルタイム、パートタイムを問わず、この制度に移行することによって、働き方改革で求めている処遇の改善、期末手当の支給が加わることで、改善を達成するというふうに考えております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ほんなら、期末手当が今までなかった人たちにも支給されるということですね、1つはね。

あと今回この制度ができることによって、今までなかった昇給というものもあるんですか。このあたりはどうなるんですか。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） 常勤職員との均等というところの面からいたしまして、経験年数に基づいて1年、次の任期が更新された場合に、新しい号給に格付、つまり昇給という形になると思いますが、新しい号給に格付をしていくという形で制度を設計しております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今までですと、単価が決まってあって、人勤等で単価のほうはベースアップはされるけれども、昇給という概念はなかったと思うんですけども、今回はだから、この給料表に基づいて昇給もあるという理解でよかったですか。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） 昇給もあるというふうにご理解いただいて結構かと思います。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） そうすれば、やっぱり臨職さんなんかになかった期末手当とか、今まで嘱託さん、臨時職員になかった昇給という概念も入ってくるということで、非常に待遇が改善されるということで、結果としてまあまあいい方向で改善されるということだということは理解をさせていただきました。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 国の制度だということですが、たとえこういう名前に会計年度任用職員という名前に変わり、処遇が改善されたとしても、やっぱり非正規には変わりはないんですよね。期限付きやということにも当然なっております。基本的にその部分についてはまあまあちょっと問題はあるのかなというふうに私は思っております。

先ほどのご答弁で、恒常的に働いておられる職員さん、パート、フル含めてですが65名、職員の半数がこういうことになっていると。ここも非常に課題としてはあるのかなというふうに思っております。

そこで質問ですが、先ほど処遇の改善の内容ということで、期末手当が支給をされるようになるということですが、全国的に見てみますと、年間受け取る総額を変えずに、期末手当を支給するとなると、月々の賃金が下がるといったような例も見られるわけで、宇治田原においてはそういうことはないのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） まず、給与の月額でございますが、そちらの定めておる

月額と、それから支給する期末手当は全く別のものと考えておるところでございます。ニュースで総報酬を抑えて月例給を下げても期末手当を支給するといったことも存じ上げておりますが、本町のこの給与設定につきましては、月例給と期末手当、こちらも全く別に考えておまして、ニュースにあるようなことは発生しないというふうに考えておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

同一労働、同一賃金というのは、国もそのような方向で言っておりますので、そういう形で改善がされているということについては、一定私も理解をしております。

ただ住民ニーズの多様化をする中で、本当に地方分権の流れもあって、地方自治体の仕事はどんどん増えていくわけですね。そんな中で、限られた職員の中でそれをこなしていかなあかんというのわかりますし、仕方なく非常勤の方にお仕事していただくというのわからないではないですけども、待遇がよくなったからということで、ほんなら正規職員を減らして、非正規を増やすんやとそういう方向ではないですよ、当然。ちょっとその認識だけ。

○委員長（谷口重和） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 絶対的な考え方といたしまして、そもそもこの制度が国のほうでまとめられたというのは、全国の自治体も国もそうですけれども、正規職員をできるだけ減らして、そういう非常勤の方々をどんどん採用することによって、ある種行革も進められてきたところでございますが、そういう働き方改革のもと、やはりそういうお仕事もしていただいている方には一定の処遇改善も必要ということで、この制度が進んできたわけでございます。

したがいまして、委員ご指摘のように、総額をキープするために制度は上げるけれども、時間をカットするというようなことをするということは、制度の概念からすると本末転倒ではあるかと思いますが、私どもすぐ削るとかどうこうという以前の問題として、私どもこういう制度のもと、どういう方々がどういうところに適正にどれぐらいの時間で配置していかなければならないかということはしっかり考えていきたいと考えてございますので、一律下げるとか上げるとかいう以前もので、制度は制度の中で、私ども各部署にどういう方々を適正にどれだけ配置していったらいいかというのは、しっかり今後また予算、議論の中で詰めていきたいというように考えているところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 人件費、非常に財政的にも大変だというふうに思います。

今回こういう処遇改善、賃金アップ、期末手当の支給等々によりまして、その分の財源が当然必要になってくるわけですね。その財源については、先日からも委員会でも指摘があったと思いますけれども、基本的には、交付税に算入をされるということになってございますが、やはりそれだけ必要やということをしっかり訴えていただいて、本当に国のほうからきちんと、国の制度ですから、国のほうからきちんと財源を保証していただけるようにそこは強く引き続き求めていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 議案第48号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって、議案第48号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、続きまして、議案第49号ということで、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、これにつきましても、概要をもって説明させていただきたいと思います。

趣旨といたしましては、先ほどと同じで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日に創設される会計年度任用職員に関して必要な

事項を定めるということで、そのために関係条例を整備するものでございます。

条例の内容といたしましては、会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備、それと臨時的任用職員制度の開始に伴う規定の整備、また、あと引用する条項の整備などがございます。

改正をする具体的な条例といたしましては、3番目ですけれども11条例ありまして、当該関係条例の整備に関する条例にまとめて改正を行いたいと思っておるところでございます。例えば3の(2)ですと、職員の任用に関する条例とか、また4番目の職員の分限に関する条例、そして職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

裏面にいっていただきまして、宇治田原町の職員の給与に関する条例など会計年度任用職員の給与について別に定めるということで、規則で定めるとともに、宇治田原町の職員の旅費に関する条例においても旅費の支給対象職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるとともに、旅費支給対象者に関する規定を整備していくというようなことでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日からということでございます。

この11項目の条例をまとめて整備していきたいと考えておるところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第49号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、

原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、議案第53号ということで、これにつきましても資料の概要について説明をさせていただきたいと思っております。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということで、趣旨といたしましては、現在長時間労働の是正とか多様で柔軟な働き方の実現、また雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のために働き方改革が進められているところでございます。

これらのことにつきまして、住民のニーズに的確に対応し、適切な行政サービスを提供する役割を果たしていくことと職員の健康保持や超過勤務の縮減に向けて、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を規定するというところでございます。

2番目の規定内容につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する規則において詳細を規定していきたいと思っております。

内容といたしましては、超過勤務命令の上限。1つ目には、原則として1カ月に45時間かつ1年において360時間の範囲内とします。

2、イですけれども、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員につきましては、1カ月について100時間未満、1年につきましては720時間かつ2から6カ月の平均でいきますと80時間の範囲内とするというものでございます。

(2)ですけれども、超過勤務時間の把握及び要因ということで、もし仮に上限の時間を超えて超過勤務を命じられた場合とかに対しましては、超過勤務時間数の把握とかその要因の整理とか分析を行いまして、それに対して対処していくというようなことで、考えております。

続きまして、施行日につきましては、公布の日からということで考えております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 少し教えていただきたいんですけれども、この2の(1)のイのところ、他律的な業務の比率の高い部署という記載があるんですけれども、よく役所はサー

ビス業やと言われますけれども、大体公務というのは、そういう他律的な影響がすごい高いと思うんですけれども、ここに書いてある他律的な業務の比重の高い部署というのは、現状はどういうところであって、どういう部署なんですか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 今おっしゃっていただきましたように、一概にはなかなか言えないかもわかりませんが、例えば企画財政課などの課で、自分のところだけで業務が完結しない。例えば今やったら、予算の関係とかいろんなことがあって、他課が関係してくるといったそういったところの業務を一応思っております。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） それは、この部署は他律的な業務を担う部署であるというのは、町長がそこを指名しはるわけですか。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） 国におきましては、法案作成とか予算編成等の業務を具体的に挙げられておるところでございますが、本町につきましては、なにぶん組織規模的に人数が少ないということから、1人の職員が多くの業務を担当しておるところでございます。国のように明らかに明確に分けることなかなか難しいものではないかなというふうに把握しております。

○委員長（谷口重和） よろしいか。

○委員（馬場 哉） はい、わかりました。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の話聞いていて、他律的な部門の職員を認定するというのは、極めて微妙やということのようなんですけれども、ここはそやけれども、年間360時間とその倍の720時間、大きく変わるんで、どこかで線引きは必要なん違うんかな。そのあたりどうなんですか。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） この規定に基づきまして、勤務時間の状況把握、要因分析をしっかりと行いまして、職員の健康保持等に確保していく中で、業務の分担等も考えていきたいと考えております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） いや、言うてんのはそういうこと違って、この職場は他律的や、ここは違うというのを明確に線引きをしとかへんと、例えば360時間超えても、いや、

別にこれは構まへんのですわと、後付けでこれは他律的でしたということと言えるし、そのところはわざわざ360時間と720時間という上限を決めているんで、それはなし崩し的に認めていくことになれへんかということをやっているわけです。そこはどうなんですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） 今おっしゃった確かにその辺のやっぱり線引きもしていかなければなかなか難しいところも出てきますので、特に本町のような場合は、先ほど申しあげましたように、1人でいろんな仕事を持ってやってもうているというのが現状です。しかしながら、今おっしゃったように、やはりその辺あたりを整理していかんとなかなか解決にも結びつかない部分と、あるいはまたメーンがやっぱり職員の健康管理等々働き方改革、これがメーンでございますので、今おっしゃったことについては、十分に分析をして対応していくというように思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それ以上はもう申し上げませんが、やはりこの条例の趣旨を鑑みれば、健康管理ということがあるんで、この人はええ、この人はあかんわということじゃなくて、そこはちゃんとうまく運用していただくように、それは要望しておきます。

次に、今これ、360時間、720時間の数字が出ているんですが、今の職員さんで年間これを超える職員さん、360時間超えている人、720時間超えている人、どれぐらいおられますか。

○委員長（谷口重和） 中村補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） 平成30年度の実績となりますが、360時間を超えている者につきましては6名おります。そのうち720時間を超える者については1名おるという現状でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） この720時間とか超えていると、多分産業医との面談やとかいろんなことが必要になると思うんですけれども、ここらのフォローはどういうふうに、職員さんの健康管理ですね。どういうふうされていますか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） そこの職員の健康管理につきましては、産業医さん、例えば毎年の健康診断とかストレスチェックなどございます。そういったもので特に少し基準

から外れている人などにつきましては、その産業医さんにつなげて相談していただいて、例えば産業医さんがそれから先、例えばこちらのほうでもう一度確認してくださいといった形で職員の健康管理に維持するように産業医さんにつなげていくというようなルールになっております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 産業医さんとかと連携をしながら、健康管理に努めているということなんですけれども、必ずしも時間外が多いからということではないと思いますけれども、長期の職員さんの今の休暇、分限によって休職命令を出しているような職員さんておられますか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 今現在1名おります。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今1名おられる方は、それは健康を害してということやと思うんですが、その原因等を時間外が多かったりとかはたまたそれじゃなく、いろんな事情があるのかと思うんですけれども、どれぐらいの間、今休んでおられますか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 現在3カ月、まだ3カ月まるはたっていないですけれども、3カ月です。

すみません、委員長。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） ちょっと訂正、申し訳ございません。

5カ月でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 5カ月というとなかなか次復職いうか復帰がしにくい状況にもなってくると思うんですけれども、当然その間、面談したりとかいろんな話はされていると思うんですけれども、やっぱりメンタル的な部分で、ちょっとしんどくなる職員さんも百何人おれば、何人かはいると思うんですけれども、そこらの健康管理ですね。また復職・復帰しやすい環境づくり、それは当然やってもらっていると思うんですけども、場合によっては、例えば今のその仕事が合わんならば、その人が若い人であるならば、次のことも考えるような方向に持っていくというのも一つかなと思うんですけれども、その辺の長期で休んでおられる方の対応の町の基本的な考え方はどういうふうにな

っていますか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、非常にこれまでからもマニュアルに従っていろいろと対応してきたという事例はあって、今1名ですね。非常に残念でございますけれども、5カ月休んでいただいているところで、担当の課長なり補佐のほうから随時面談に行く、また医者と会う、また家族の方と会って常日ごろから状況を聞いているわけでございますけれども、なかなかまだ今現在のところ回復までは至っていないのが現状なところでございますけれども、今おっしゃったように、ならしという部分での復帰という方法もございますし、また今現在の部署から変えるという方法もございますけれども、その子の将来のこともございますので、その辺もいろんな面で今ちょうど本人さんとまたご家族と面談をする中で、その子も将来の人生ございますので、意欲的に治療して復帰したいということであれば、またそういう方向も非常に大事と思っておりますけれども、今現在のところ、まだちょっとそこまでもいっていないというものもございますので、しっかりと原因、またあるいは今後のことを踏まえて面談をする中、本町のマニュアルに沿った対応をしっかりしていきたいとこのように考えておりますので、またよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） いずれにしても、まだ5カ月、6カ月ですので、そんな早々に結論出す状況でもないと思えますし、まず、やっぱりその人が健康を取り戻して、また意欲的に仕事ができるという環境をつくってあげることが大事やと思っておりますので、そのあたりは十分にやっていただきたいということで終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 私、決算委員会の際にもちょっとお聞きをしまして、そのときは災害の対応等で非常に超過勤務が多かったというようなご答弁だったと思うんですけども、先ほど谷口委員がおっしゃった他律的な業務の比重の高い部署ですね、宇治田原町としては明確にはなっていないということですけども、他律的な業務の比重の高い部署やからこれだけでもいいですよということなんですけれども、私はちょっとそこはもっとしっかり考えなあかんかなと思うんです。何でそんなに超過勤務になってしまったのかも含めて、今後の分析、要因の整理及び分析等も行うということですけども、その結果やっぱり分掌を見直すとか、1人の人に仕事が集中し過ぎているんじゃないかと、そういうことを今後こういうことがあった場合にはやっていくとそういう理解でよ

ろしいんですね。

○委員長（谷口重和） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 委員ご指摘のとおり、職員それぞれの事務の量、質等含めましては、これまでより十分考える中で組織の体制等も構築しておるところでございますが、結果としてこのような超過勤務が発生している状況でございます。

今後ともしっかりそのあたりの状況を把握する中で組織体制、また個人に極端に偏るようなことがないような状況にはしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 職員の皆さんが本当に健康に意欲を持って仕事に取り組んでいただくということが、住民サービスの向上にもつながるといふふうに思っておりますので、その点くれぐれもよろしく願いをしたいと思っております。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第53号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思っております。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって、議案第53号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第3四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

総務課所管について説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、総務課所管の事業執行状況ということで、変更点に

ついでご説明をさせていただきます。

まず、1、国際交流事業につきましては、11月中旬にイングリッシュキャンプ契約事業着手ということで、12月24日から26日で国内イングリッシュキャンプを中学生対象に実施ということで、この部分だけ変更しております。

現在募集しております、今、別添資料、青色の表向きの資料でございます。よろしいでしょうか。こういう資料なんですけれども。これによりまして、現在募集しております、今日現在一応8名の方から応募いただいております、今週末期限で切っております。そういった状況で今進めていただいておりますのでございます。

それと、続きまして、2番目の情報伝達システム整備事業につきましては、現在6カ所で工事を進めているところございまして、実運用や調査などをもとに今月末に2期工事の発注を予定しておるところで、12月下旬発注していくということで、赤で変更させていただいております。

第2期工事分の整備予定箇所といたしましては、湯屋谷地域でもう一カ所、それから南・荒木地区でもう一カ所ずつ、あと郷之口から西のエリアということで、下町より下の辺で、ちょっと田原小学校のほうからのスピーカーがもうかなり距離あるというようなことで、そのあたりに1カ所整備するという予定をしております。

なお、本事業につきましては、当初から実運用等をもとに追加の整備箇所を検討することとしております、現行の予算の範囲内の事業執行となります。

また、既に新聞折り込み等で周知いたしておりますとおり、本日午後から現在整備を進めている工事分の試験放送を予定しておりますのでございます。

簡単ですけれども、以上で説明とさせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） まず、国際交流のイングリッシュキャンプですが、これ、後ろ別添の資料をしてみると、2枚目ですね、12月5日に維中学生さん、2年生に配布をされて、締め切りが13日でしたか、非常に短い期間での募集になっております。定員15名のところ現在8名やということですが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） イングリッシュキャンプは日にち、ちょっと12月5日ということで、事業者との調整にちょっと時間を要して遅れてしまいまして、12月5日と大

変遅くなったんですけれども、事前には、中学生のほう、先生とかには調整させていただきまして、12月24日から26日ということでお願いしますということで、調整をさせていただいたところがございます。現在8名というところで、確かにちょっと15名の定員で8名というところがございますけれども、なかなかやはり少し遅かったという委員ご指摘によるところもあるかもわかりませんが、今後もまだまだもう少しありますので、努力していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 国際交流ということで、総務でやってはると思うんですけれども、中身見たら、教育委員会の仕事じゃないですか。中学生対象に。ちょっとほんま、何か私にはやっつけ仕事にしか見えないですわ。失礼ですけれども。

この間、宇治田原町小学校でしたか、学校だよりをちょっと読ませていただいたんですけれども、友好大使を招かれて、一日子どもたちと一緒に過ごされた。給食も一緒に食べて、いろんな日本の遊びなんかも紹介をしながら、一日楽しく過ごされた。私はあのほうがもうずっと国際交流に役立っていると思いますよ。ちょっとほんまに国際交流、この間ずっと議会でも指摘がありましたけれども、再考したほうがいいんじゃないかなというふうに、ちょっとこれは私の個人的な意見なので、伝えておきます。答弁結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も今、今西委員が言われたことと全く同じことを思いながら、この募集のチラシを見ていたんです。先言われたんで、それはいいですけれども。

この町のほうの国際交流に対する姿勢の部分で、今自治体国際化協会の関係者を通して交流先を調査しているということで上がっているんですけれども、どの程度前に進んでいますか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 現在先ほどちょっとこの前10月のときでも委員会、遅ればせながらなんですけれども、この自治体国際化協会のほうにホームページにようやく上げさせていただいたような状況でございます。こちらのほうにつきましても、例えばニューヨークとかシドニーとか事務局でございますので、そちらのほうにも直接お声かけいただいて、探していただいているような状況でございます。上げてやらせていただきましたけれども、まだまだちょっと見つからない状況でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今年度もあともう3カ月半余りぐらいしかないわけですね。やっと10月にそれに上げていただいて、待っている状態かな。そら、それでは進まへんと思うんですよ。ほんまはこのあたりどうなんですかね、これ。国際交流自体はええことなんで、どんどんやっていくべきやとは思うんやけれども、ただ町の姿勢が、やる気がないというふうにし映ってきいひん。これ、4年も5年もなるんですよね。英語圏云々言うて。そこらちょっとほんまにもうちょっと考えてもらわなあかんのかなと思いますけれども、何かあったら答えてもうたら結構です。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） 大変ただいまご指摘いただいたとおりでございまして、大変申し訳ない部分が多々あるところでございますけれども、以前から国際交流については、やっぱり英語圏との交流を深めていくということで、これも主要事業として取り組んでいるのが実態でございまして、そういう中でも、今現在東京の自治体国際化協会のほうにお願いをいたしまして、向こうのホームページにはもうアップいただいて、本町と合うようなところを探してほしい、また向こうから乗ってこられたら、すぐに情報ほしいとこういうやりとりは常日ごろから担当のほうでもさせているのが実情なんでございますけれども、この件についても、私も以前に積極的に取り組んでいきたいとこのようにも申し上げた経過もございますので、何としてでも本町に見合ったような英語圏のところと何とかできればというふうに考えております。

ただ、今ご指摘いただいたことについては、本当にもっともだというふうにも思うわけでございますけれども、それ以上にしっかり応えていけるように取り組んでまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、情報伝達システムのところで1つお聞きしたいんですが、現行予算の範囲内で追加の事業をしていただくと。それはそれで結構かと思いますが、今日の午後ですか、試験放送。先ほど新聞折り込みでお知らせをしたということでした。この間安心・安全メールでも確かに来ておりました。ホームページも載っているんですか。ほかに周知の方法はどうなっているのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 田村補佐。

○総務課課長補佐（田村 徹） ただいまご指摘の点でございますけれども、周知の方法といたしましては、今おっしゃっていただいたとおりでございまして、以前よりも前回やったときには、安心・安全メールの手段をとっていなかったんですけれども、以前に

地震の訓練を国の訓練なんですけれども、それに参加させていただきましたときに、非常にお問い合わせが思っていたよりもございましたので、それではといったことで、メールを送ることをやらせていただきまして、ちなみにそれで今のところ、特にこれについての問い合わせ等はいただいている状況でございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 安心・安全メールどれぐらい登録してはるのかもちょっと教えてほしいんですけども、町民の窓には載っていないんですか。

○委員長（谷口重和） 田村補佐。

○総務課課長補佐（田村 徹） 町民の窓のほうにはどうしても工事の関係がございまして、試験放送の日程が決めるのが、申し訳ないんですけども、広報の記事の締め切りに間に合っておりませんので、これまでからも広報の記事には載せていないのが現状でございます。

それと、安心・安全メールの登録件数につきましては、ちょっと府のほうが管轄しておりますので、うちのほうではちょっと把握はしておりません。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 一応町民の窓は新聞としてはれへんところも配っていただいていますよね。多分ほぼ届いているのかなという認識でいるんですけども。

だから、今回新聞折り込みと安心・安全メールやと、やっぱり情報として、試験放送しますよという情報が届いていないところが、やっぱりあるはずなんですよ。ちょっと地震のときの問い合わせもあったとおっしゃっていますけれども、そこはきちんと情報としては全ての方に流すと。読まはるか読まないかは別ですよ。行政としてはきちんと情報は伝えるという努力が必要なんじゃないですか。ちょっと新聞折り込みというのが、いつもちょっと気になるんです。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの今西委員さんのご質問でございますけれども、確かに事前にわかっておれば、早く情報を流す。これはもう基本中の基本でございます。そういう中で、広報はおっしゃったように、全戸に配布させていただいているので、広報紙に載せるとほとんどの方が見ていただいているとこのようにも理解できるわけでございますけれども、なかなか広報の記事等々の関係で間に合わないというようなこともあるわけでございますけれども、日ごろから情報は早く流すようにという指示はしております。

しかしながら、こういう長距離スピーカーの場合は特に緊急を要する場合の情報が発信するところということでもございます。それ以外の目的でも可能ではございますけれども、むしろ逆に情報のないときに突然入ってきたときのお問い合わせが逆に私はたくさんあればあるほど、逆に言う面ではええ面もあるのかなと。緊急時にすぐに行動に移していただけるそういう要素もあるわけではございますけれども、それはちょっと理屈っぽい答弁になりますけれども、基本的にはわかっている内容については、住民の皆さんに事前にお知らせする、これが基本でございますので、今後こういった点についてもできるだけ早くお知らせできるように努めてまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。田中委員。

○委員（田中 修） この情報伝達システムで長距離スピーカー、今度第2期で追加でやってもらえますけれども、南、湯屋谷、郷之口、荒木、1基ずつできるということですが、これの場所、わかったら、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（谷口重和） 田村補佐。

○総務課課長補佐（田村 徹） ただいまご質問ございました場所ですけれども、湯屋谷地域につきましては、地元の区長さん通じて地元とも調整のほう入らせていただいております。現時点で考えておりますのは、長福寺の駐車場でございますのわかりますか。西谷と中谷のちょうどその横に警鐘台が小っちゃいの立っておるんですけれども、その横にと考えております。

それと郷之口につきましては、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、田原小学校から遠いところということですので、水道庁舎に何とか設置できないかといったところを今事業者のほうと調整をしておるところでございます。

それと南・荒木ですけれども、そちらにつきましては、この今日のお昼からの放送の結果にもよるんですけれども、なるべく中心あたりでも考えておりますので、南でしたら、できれば、器具庫ぐらいに設置できないかなと。荒木につきましても同様になかなか公共施設なりというところで選択のほうをしておりますので、同じように器具庫あたりで設置できないかなと。現時点では、ちょっと予定も含めてそのように考えておるところでございます。以上です。

○委員（田中 修） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、総務課所管の質疑を終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び令和元年度第3四半期の執行状況報告を終了いたしますが、そのほか何か委員さんございましたら、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局、何かございましたら。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これでただいま出席の所管に係ります事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

また準備ができ次第再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時01分

○委員長（谷口重和） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管に係る事項について進めてまいります。

日程第3、付託議案審査について、議案第57号、贅田立川線道路新設工事（その3）請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） よろしく願いいたします。

それでは、議案第57号、贅田立川線道路新設工事（その3）請負契約の締結につきましてご説明いたします。

本件につきましては、安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、新市街地ゾーンとの連絡を図るため町道贅田立川線の道路工事を行うもので、11月15日に一般競争入札を行いました。この入札の結果5,914万1,500円で株式会社田中総建が落札し、11月20日に仮契約を締結したところでございます。

工期につきましては、契約の翌日から令和2年3月31日となっております。

この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後、本契約として成立するものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項、第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議賜りましてご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 後ろに添付をしていただいております地図を見ておりますと、これ、通峰線までまだ行っていないということになりますが、供用開始はいつの予定でしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本工事につきましては、ご指摘のとおり、通峰線まで抜かなくて、それまで残り50mを残して今回は150mの区間の土工をするものでございます。残り区間につきましては、来年度、通峰線まで抜いて、供用開始というところを計画してございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） ということは、新庁舎開庁には間に合わないというそういう認識でよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） そのとおりでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） この新市街地の連絡道路の整備事業、南北線と贅田立川線になるかと思うんですが、この当初予算におきましては、ほとんどが町債を立てておられました。その後、国等の交付金なのか補助金なのかわかりませんが、その辺はどのような事情でしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） ご指摘のとおり、当初予算につきましては、社会資本整備交付金事業にエントリーはしているものの、その措置率等厳しいとの情報もございましたので、交付金を見込んでおりませんでした。結果的には配分がございまして、約4割の部分につきまして社会資本整備交付金のほういただいているという状況です。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 議案第57号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。今西委員。

○委員(今西久美子) 私は、この位置に新庁舎を建設することには、かねてから異を唱えてまいりました。この贅田立川線につきましては、新庁舎をここに持ってくるがための道路だということ、あわせて反対をしてみたいところがございます。4割交付金が入るということですが、相当の費用もかかっています。そういう意味からも反対といたします。

○委員長(谷口重和) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) それでは、直ちに採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手多数。よって、議案第57号、贅田立川線道路新設工事(その3)請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、議案第58号、宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案とともに関係資料のほうを配付させていただきますので、あわせてご高覧のほういただければというふうに思います。

本議案に関しましては、提案説明でもございましたように、新庁舎建設工事にあわせて隣接地に公用車車庫及び倉庫を新築するもので、建築工事の請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の受注者を決定するに当たりまして、11月15日に一般競争入札を行い、2者での入札執行となりましたけれども、入札の結果、消費税額を含め5,486万8,000円で株式会社本田建設が落札し、11月20日に仮契約を締結したところでございます。

この仮契約は、今回の本議会をご可決いただきました後に本契約として成立するもの

でございます。工期といたしましては、その他の庁舎の建築工事とあわせて、契約の翌日から令和2年4月30日までを予定するところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第58号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 庁舎棟に公用車の車庫や倉庫棟が必要だということは理解をしておりますけれども、この間ずっと同じことを申し上げておりますが、この場所に建てることについては反対いたします。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって、議案第58号、宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査とあわせて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てにて提出をいたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても12月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月16日月曜日午後5時までに議長宛てにて提出をしてください。

日程第4、第3四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

産業観光課所管について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 産業観光課の令和元年度第3四半期の執行状況（変更）についてご説明をさせていただきたいと思います。

5番目の木の駅プロジェクト調査研究事業でございます。

これにつきまして11月下旬に第2回の試行ということで木の採取と、また搬入のほうを計画しておりましたが、ちょっとそのときに用意が整っておりませんでしたので、ちょっと第4四半期のほうに延期をさせていただきたいということで、次期以降の予定ということで第2回の試行をさせていただきたいと思います。

次に、8番目のプレミアム付商品券発行事業でございます。

これにつきましては変更というよりも、委員長にお願いいたしまして、報告という形でさせていただきたいと思います。

商品券の販売状況でございます。11月末現在で申請書の送付等、子育て世代を含むということで1,539人、引きかえ券の発送者613人、商品券の購入者383人、商品券販売金額ということで724万円ということでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ありませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 8番のプレミアム付商品券の発行事業ですけれども、これについては、現在国においても申請率が平均で34%で、少ない自治体は20%から40%と間が広いんですけれども、結果的に国のPRもままならなくて、低調やったものなんですけれども、宇治田原の場合は、申請がこれ、計算しますと大体40%ぐらいあるということで、それに比べると少し高い目かなというふうに思っていますけれども。

申請された方が、いわゆる引換券発送者が613人ということですので、これが申請された方やと思うんですけれども、そのうちまだ購入されていない方が383人を引くと約200人余りいらっしゃるということで、そこの方に対して何か購入を促す、またお忘れでないかというそういう周知ですね、何か考えておられますか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまの件でございますけれども、まず、申請書の申請の期間が年内いっぱいということで、12月1日の町民の窓におきまして、まず、申請書の期限が来ますということでお知らせさせていただきまして、次に、今月のちょっと中旬ごろを予定しておりますけれども、町のホームページにおきましては、申請の期限

が切れることとあわせて、引換券をお願いするような交換をあわせて町のホームページで上げる計画で現在おります。

○委員（馬場 哉） 結構です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今のプレミアム付商品券なのですが、実質その引換券の発送をした人613人が、これ申請をされたという理解でよろしいんですね。それが40%やと。これは全国的に見たらそれは高いのかもしれませんが、施策としてはやっぱり非常に低いんじゃないかなというふうに思っております。そのうちの商品券の購入者、申請書を送付した人と対比をすると26%程度しか……

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時17分

○委員長（谷口重和） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。今西委員。

○委員（今西久美子） だから、商品券を購入された方は実質送付者と比べると24%、4人に1人程度ということになっておりますけれども、これ、何でこんなに低調なのか。何かこう、例えば取り扱いしていただいている販売店さんとか住民の皆さんからそういう情報というのをお聞きになっていませんか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまのご質問が、原因につきましては、こちらのほうでは把握していないのが現状でございますけれども、取り扱い商店につきましては、従前から商工会のほうで取り組んでいただいている商店さんとはほぼ一緒でございますので、その商品券につきましては、全て完売したということも聞いておりますので、基本的には商店さんの取り扱い店等につきましては、問題ないということはわかっておるんですけれども、約4割ぐらいの方しかちょっと引換券発送できない理由につきましては、ちょっと把握していないのが現状でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） その辺ちょっと分析もできればしていただいて、国に対してこういう状況やったよということもぜひとも生の声として伝えていただきたいというふうに思います。

それと、12月もまだ広報したということですが、これ、使用期限が2月いっぱいですよ。もうだから、今から交換される方は2カ月余りしかないわけですね。そ

の間に必ず使ってもらわないと、これもう使えなくなるんでしょう。そこの周知を本当にしっかりしてもらわないと、買ったわ使えへんわでは非常にもったいないと思いますので、そこはお願いしたいと思いますが、どうですか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまの引換券発送者613人の方につきましては、現在引換券を発送している状況でございます、そのうち買われた方が商品券ですね、商品券を買っていただいた方が383人ということで、送った方の約6割強ぐらいが実際の商品券を買っていただいている状況でございますので、その買った方の執行の状況につきましては、これから商工会から換金のデータが上がってきますので、その辺を把握する中でまた広報等も考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） よろしいか。今西委員。

○委員（今西久美子） だから、今から買う人もいるわけでしょう。引換券を持ってはって。買いに来はる人いてはるでしょう。その人に特に注意喚起が必要じゃないかですかという話なんです。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 引き換えの促進のほうですね。

（「違う違う」と呼ぶ者あり）

（「期限」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 今後につきましては、商品券の交換のほうを来ていただいた方につきましては、期限が迫っている旨きっちりとお伝えさせていただいて、執行いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、産業課所管の質疑を終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び令和元年度第3四半期の執行状況報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局、何ございませんか。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。9月の総務建設常任委員会のほうでご説

明させていただきました環境審議会についてでございますが、質疑の際、町廃棄物処理及び清掃に関する条例案の上程につきまして来年3月を目処にしているという旨のご説明をさせていただきましたが、ご説明させていただいた方向性、大枠につきましては変更はないものの、条例案及び規則案の細部につきまして調整に所用の時間を要したために、現在3月の上程が難しくなっている状況でございます。

答弁内容に修正が生じたこととお詫びいたしますとともに、今後とも早期の上程を目指し事務を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、それでは、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続等予算の確保を求める意見書（案）についてご協議をいただきたいと思えます。

4日の議員協議会におきまして全議員に一定の説明をさせていただきましたが、本委員会において意見書（案）の内容を精査をお願いしたいと思います。何かございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、この意見書（案）を委員長名をもって18日の本会議に提出いたします。

これでただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局、何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、日程第5、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案5件及び第3四半期の事業執行状況（変更）の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労さまでございました。

第3四半期も中盤に差しかかり、残すところ3カ月になろうとしております。また、

委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望をしておきます。

1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の事業執行状況の報告を願う予定としております。1月20日午前10時から予定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時24分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 谷 口 重 和